

平成16年(行ウ)第372号 住基ネット受信義務確認等請求事件

原告 杉並区

被告 国 ほか1名

意見書

平成18年1月17日

東京地方裁判所民事第38部合A2係 御中

被告国及び同東京都指定代理人

被告国指定代理人

被告東京都指定代理人



被告らは、本意見書において、原告の平成17年11月8日付け証拠申出書（以下「本件申出書」という。）における人証申請について、意見を述べる。

- 1 原告は、本件申出書において、原告代表者である杉並区長山田宏（以下「山田区長」という。）を人証として申請し、その立証趣旨について、山田区長の尋問によって、「住基法30条の5第1項による本人確認情報の東京都への通知に関し、当面、通知希望者についてのみ通知するとの判断を行うにつき区長として考慮した事項」及び「通知希望者のみの本人情報を東京都が受信しないことによる損害」を明らかにすると述べる。
- 2 しかし、本件の本案の審理においては、住基法30条の5の規定が原告の主張するような裁量権を認めるものであるか否かが主たる争点となっているのであり、上記争点について判断する上で、山田区長が上記のような判断を行う際にどのような事項を考慮したかといったことは、全く必要がない。

また、「通知希望者のみの本人情報を東京都が受信しないことによる損害」が何ら存しないことは、被告ら準備書面(4)及び同準備書面(5)において詳述したとおりであるし、この点については、既に原告から関連書証が提出されており、上記争点について判断する際には、これらの書証が吟味されれば足りるのであって、重ねて山田区長を尋問する必要は全くない。山田区長が作成した陳述書（甲第41号証）においても、杉並区が被った損害については何ら言及がない。

- 3 以上のとおり、本件について山田区長の尋問を実施する必要はないから、本件申出書における人証申請は速やかに却下されるべきである。